**令和元年度指定管理運営業務評価票**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称：府立女性自立支援センター | 指定管理者：（社福）四天王寺福祉事業団 | 指定期間：平成３１年４月１日～令和３年３月３１日 | 所管課：福祉部子ども室家庭支援課 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設所管課の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価 | 評価 |
| S～C | S～C |
| Ⅰ提案の履行状況に関する項目 | (1)施設の管理運営方針 | | ○提案のあった基本方針に沿った管理運営 | 〇様々な事情により地域での継続した生活が困難な女性や、暴力被害女性を保護し、自立支援を目的に施設運営を行った。利用者の安心と安全の確保・個人情報の保護・人権の擁護・個人としての尊厳の回復を目指し、質の高い支援を行った。利用者の意思及び人権を尊重した自立支援計画に基づき、自立の促進をした。  〇人材育成、技術の習得・向上のために、研修計画に沿って施設内外の研修に職員を派出した。また、必要に応じて研修計画以外の研修にも派出した。研修内容を他の職員に伝達する機会を持った。外部から講師を招いての研修も3回実施した。  〇婦人保護事業に関する研究協議会・会議・児童虐待防止学会などに参加した。 | S | ○管理運営基本方針は事業計画書に記載し、全職員に周知している。  ○利用者の意思及び人権を尊重し自立に向けて利用者とともに支援に取組んでいる。また、利用者サービスの質の向上を図る取組みも行われており、施設運営は適切に行われている。  ○とりわけ、婦人保護事業の啓発については、府が実施する研修に講師を派遣し、市町村の婦人相談員等の婦人保護事業の理解促進に尽力している。 | S | ○入所状況については、実態として入所の打診があれば空室がある限り受け入れている点を評価している。 |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | | ○提案のあった基本方針に沿った取組み  ○高齢者、障がい者等に対する利用援助  ○外国人に対する情報提供及び利用援助 | 〇利用者が施設利用を始める際に、施設生活について冊子を用いて具体的に説明をした。  〇中長期の支援を利用する場合は、施設職員と面接を通して個々の事情を鑑み個別支援計画を立てた。計画を実行するにあたっては、日頃の利用者自身の課題に意識して取り組んでもらえるようきめ細かく支援を提供した。随時支援内容・進捗状況を確認し、都度、支援計画の見直しを行った。  〇利用者が主体となって意見を出すことができる場として、寮会議を毎月末に開催した。この場で集団生活上の不満や意見を出し合い、職員が集約し、必要に応じ利用者間の調整や環境整備を行った。  〇年齢や障がいの有無に関わらず、広く利用者を受け入れた。年齢においては今年度（令和元年12月末まで）、18歳から78歳の利用者が施設を利用した。障がい者についても施設生活が可能な利用者については、3障害・等級に関わらず受け入れを行った。生活状況から障がい福祉サービスが必要な利用者については、手帳の取得や福祉サービスの利用の調整・年金の受給の支援をおこなった。  〇今年度は、韓国籍3名　フィリピン国籍4名・中国国籍1名　ベトナム国籍1名　台湾国籍1名　ロシア国籍2名の計12名の利用があった。  〇日常的には、インターネットの翻訳機能、ポケトークを活用しながらコミュニケーションを図った。ある程度日本語を解する利用者は、簡単な日常会話は日本語でのコミュニケーションが図れたが、弁護士相談やケースワーカーとの面接時には通訳士を利用した。  〇また、一昨年度のQC活動で作成した様々なツール（施設設備の英語や記号表記・体調不良時のイラストを用いたコミュニケーションツール）を活用し、情報提供を行った。  〇英語を解する利用者は、英語を話せる職員とコミュニケーションを図った。 | S | ○利用者が平等にサービスを受けることができるよう、施設生活に関する「生活のしおり」を作成し、利用者に説明するとともに居室に備えている。  ○画一的なサービスの提供ではなく、利用者個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を目指し、利用者支援に取り組んでいる。個別支援計画は利用者との面談に基づき作成し、見直しもこまめに行われており、利用者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めている。  ○施設生活について利用者が自由に意見・要望を表明する機会として定期的な寮内会議の開催や施設生活に関するアンケート調査の実施、意見箱の設置により、利用者の意見・要望を汲み上げ、施設生活の改善を図る取組みが行われている。  ○障がい者等配慮を要する利用者や、外国人に対する利用援助は適切に行われている。とりわけ、施設内の掲示物や設備案内については、多言語や視覚的に理解できる表示を実践し、様々な困難を抱える女性の受入れを可能にしている。また、食堂にパーテーションを設置したり、大浴場を個別に利用できるよう予約制度を設けることで、集団での生活に心理的負担を感じる利用者の心の安全確保を図っている。 | S | 〇高齢者・障がい者・外国人等、配慮を要する利用者を多く受け入れている。また、個別支援計画について、きめ細かな計画を作成しており大変評価できる。  〇前回の評価委員会で指摘されている、利用者向けの多言語のしおりやポスターについて、複数言語を作成され対応している。  〇外国籍の利用者の通訳支援について、既存制度の活用や必要経費の確保、ニーズの把握に努めてもらいたい。（大阪府への指摘・提言） |
| (3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | | ○提案のあったサービス向上を図るための取組み | ①職員は専門的な研修や人権研修に積極的に参加し、女性支援の専門性を高め、入所者を尊重したサービス提供を実現した。  ②すべての利用者に対して、居室の個室利用を実施した。面接室の確保、個人浴室の利用などニーズに応じてプライバシー保護に努めた。その内容については、施設生活の案内冊子の中で明記している。また、就業規則に利用者権利擁護規定、施設管理規定に虐待防止についての規定を設けている。また、個人情報保護規定に基づき、個人情報保護を行っている。  ③施設の生活の案内冊子の中に専門職が配置されていることを明記し、相談を受け付けていることを示した。  また、苦情解決の体制を整備し、受付担当者を設置し掲示している他、利用者が意見を述べやすいよう意見箱を共有スペースに設置した。提出された意見で可能なものは対応するとともに、会議等で職員に周知した。  ④中長期支援を受ける利用者に対して個別支援計画書を作成し、定期的に施設職員と利用者が面接を通して計画を見直した。また、施設全体の標準的なサービスの内容についても、半期に一度見直し、サービス改善に向けて取り組んだ。  今年度、法人のリスク訪問調査は対象外であったが、自己点検を実施した。今年度10月には第三者評価を受審した。  ⑤毎朝、施設全体のミーティング・各部署のミーティングを行い、情報を共有した。また、職員全体で共有すべき事柄は支援日誌に記録し、パソコンサーバで各職員が確認して共有を図った。各サービスについて実施状況の記録をとっており、利用者の個別支援に関しては、ケース記録をとった。 | S | ○利用者尊重や基本的人権、女性への人権への配慮、二次被害防止のため研修に積極的に参加し、職員はその内容を共有して支援にあたっている。  ○利用者のプライバシー保護のため規程を設け、設備面でも配慮を行っており、施設としての取組みが行われている。  ○施設内に意見箱を設置し、苦情窓口（支援長）を掲示するなど苦情解決に取組んでいる。また、様々な専門職を配置するとともに、複数担当制とすることで、利用者自身が話しやすい職員を見つけ、意見表明や、相談しやすい環境を整備している。  ○個別支援計画は利用者との面談に基づき作成し、見直しもこまめに行われている。  ○利用者に関するサービス提供の内容はケース記録として管理されている。施設全体で共有すべき情報は支援日誌に記録し、職員間で情報の共有化を図る取組みが行われている。 | S | ― |
| (4)利用者の自立支援を図るための具体的手法及び期待される効果 | | ○提案のあった自立支援を図るための取組み | ①個々の利用者の特性に応じ、衣食住に関する生活スキル向上のための支援を実施した。  ②利用者と家族等（子ども、両親等）との関係については、関係機関と連携しながら調整を行った。  のぞみ寮利用者については、乳児院・児童養護施設等に入所している子どもとの面会ができるよう、また更なる交流ができるように、利用者の想いを関係機関へ代弁し、連携しながら支援を実施した。  短期の利用者等については、子どもの養育が不適切な母親に対して助言を行い、退所後の生活のリスクを想定し、必要に応じて、女性相談センターや女性相談員へ状況を報告し、委託元や措置元を通して退所先の関係機関に母子に関する情報提供を行った。  ③心理的な課題を持つ利用者に対しては、心理士によるカウンセリングを実施している。必要性のある同伴児童には心理教育を実施し自尊心を回復できるように支援した。また必要に応じて嘱託医による健康相談で受診の必要性の有無を確認し、心療内科を受診できるように調整した。  中長期利用者に対しては、事前に利用者の症状や要望等を確認した上で、カウンセリングを実施した。依存症やトラウマ等、継続したカウンセリングが必要な利用者については、心理士、看護師、嘱託医、担当職員と連携しながら、実施している。  ④利用者の職業能力開発や就労支援については、日常生活場面や内勤作業を通じて、利用者の職業適性を見極め、個々に応じた就労形態・就労内容を確認し支援した。状況に応じてハローワークや障がい者職業能力開発校、障がい福祉サービス事業所や定着支援機関、就業・生活支援センター等を利用し、就労が定着出来るよう利用者と共に模索している。  ⑤利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるための支援については、必要な社会資源についての情報をストックし、支援内容に合わせてスムーズに活用できるよう社会資源との仲介や、情報提供を行った。また、パソコンを貸し出し、職員と一緒にインターネットを介して情報収集できる機会も提供した。  施設内軽作業の会社の規模縮小に伴い契約終了となった為、新たに作業所の開拓を行い、滞りなく利用者に作業を提供した。  ⑥同伴児童に対する支援については、学習支援や保育を実施。その他、母親の面接・外出・育児軽減等、必要に応じて保育を実施した。継続した関わりを通して、児童の成長を促し、心身の安定を図るよう努めた。  母親または同伴児本人からの希望により、同伴児の心理面接を実施し心理的ケアを行った。回復プログラムの一環として母子プログラムを実施し、母子それぞれにリラックス法など体験してもらった。  ⑦関係機関との連携・協力については、利用者の支援において、日々関係機関と情報の共有を図り、必要に応じてケースカンファレンスを実施した。府（家庭支援課・女性相談センター）と定期的に連絡会を実施し、、情報の共有に努めた。  子育てに課題を抱えている世帯に対しては、施設で観察・支援した情報を関係機関に情報提供した。  必要に応じて、嘱託医による健康相談（心療内科）の中で診断書や紹介状を発行した他、医療面で支援が必要なケースについて関係機関に情報提供した。  退所後に利用者が支援を受けやすい体制の整備（障がい者基幹相談支援センター、計画相談事業所、就業・生活支援センター、社会福祉協議会等との連携）に努めた。  ⑧退所後の支援としては、スムーズ且つ、安心安全な地域生活が継続、維持できるように、関係機関と連携し必要な手続き、弁護士相談・離婚調停・病院受診の同行や、金銭管理・母子関係の調整・心理カウンセリング、家電製品の設置、カンファレンスの実施等必要に応じて支援を行った。 | S | ○利用者の個別の状況に応じた衣食住に関する生活スキル向上のための支援が適切に行われている。  ○利用者と他者との関係調整は、関係機関等と連携しながら適切に行われている。とりわけ、利用者間の関係づくりの支援、トラブル調整については、適時に職員が介入するなど、適切な対応が行われている。  ○心理的な課題を持つ利用者及び同伴児童に対しては、心理士による心理的支援が実施され、課題解決に向けた取組みが行われている。  ○就労支援は、利用者の個別の状況に応じ、本人の意向に配慮しながら行われている。施設内で内勤作業ができる環境を整えている。  ○利用者が社会資源を有効に利用できるよう、書類記入のサポートなど丁寧な支援が行われている。利用者の状況に応じた、インターネットでの情報提供にも対応している。とりわけ、障がい年金受給や就労支援をはじめとした障がい福祉サービスについて、利用者が退所後に活用できるよう、利用者自身の障がい受容から手続きまで一貫した支援を行っている。  ○自立した日常生活を送るための教育や支援にあたっては、利用者との協議により、利用者の自主性を尊重しながら行われている。  ○同伴児童に対しては、保育士による保育の実施や養育支援、学習指導員による学力に応じた細やかな学習支援が行われている。  ○利用者への支援が適切、円滑に行われるよう、関係機関との連携が図られている。  ○施設退所後の地域社会で安定した自立生活が送れるよう、退所者自立支援事業を実施し、日常生活等に関する支援が行われている。加えて、退所者自立支援事業の対象とならなかった者や事業の終了者に対しても、随時、電話相談を行っており、丁寧なアフターケアを行っている。 | S | ― |
| (5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | | ○効率的、効果的な維持管理の実施 | 〇総合管理業者により法令に遵守した点検を実施したほか、職員も巡回点検を行い安全管理に努めた。また、施設の経年劣化が進む中、設備更新に向けて業者に空調・換気扇などの参考見積りを依頼した。  〇事業継続計画（BCP）の内容を精査し、災害における備えを再検討した。  〇所管課と連携し、台風21号の影響により発生した屋根瓦の破損箇所について、7月～9月にかけて応急補修工事を実施。その後、11月にかけて外壁打診検査を実施した。  〇防犯カメラレコーダーの更新、防犯センサー配線の入れ替えを行った。  〇管理棟屋上雨漏り・厨房の機器及び換気扇・職員更衣室照明・正門付近水道管破損などの故障については早急に業者へ依頼し、修繕した。  〇消防設備の不備箇所について府に修繕を要請した。また、文化交流室及び食堂エアコンが故障したため、更新を要請した。  〇その他、施設の老朽化に伴う不具合については、優先順位をつけて府所管課に修繕箇所の一覧を提出し、大規模修繕についても要望している。軽微な修繕については、業者に依頼せず施設職員により補い、出張費や手数料の削減に努めた。 | A | ○専門業者に法定点検を一括して委託するとともに、職員による日常的な点検を行い、効率的かつ適切な施設の安全管理、維持補修を実施している。  ○とりわけ、施設設備の経年劣化については、早期に府施設所管課に報告し、利用者の生活に影響しないよう努めている。  ○台風により破損した瓦の応急補修工事を実施した。大規模な応急補修工事である中、請負業者ときめ細かな調整を行い、施設利用者の安全確保を第一に考えながら工事を完成させた。 | A | ― |
| (6)府が実施する事業への協力等 | | 〇社会貢献活動等への取組み  ○府が実施する事業への協力  ○行政の福祉化の取組み  ○府民・ＮＰＯとの協働の取組み  ○環境問題への取組み | 〇社会貢献活動への取組みについては、府社会福祉協議会による大阪しあわせネットワークに積極的に取り組み、また、子どもから高齢者・障がい者まで、地域の相談支援窓口として取り組んでいる。保育園のスマイルサポーターも当事業に参加している。  関係機関と連携して障がい者の職業体験などの受け入れを各施設で行った。  各施設に第三者委員や苦情窓口を設置し、利用者の苦情や要望を受け付ける体制を整え、施設運営の改善を行った。法人ホームページに掲載した。また、法人内に法令遵守責任者、各施設に法令遵守担当者を置き、経理規程・就業規則等により法令を遵守している。  〇府が実施する事業への協力については、府や府女性相談センター主催の研修に積極的に参加した。  「府における保護を必要とする女性への支援のあり方検討会議ワーキング」に全会参加した。  ○行政の福祉化への取組みについては、エル・チャレンジを通じて雇用した知的障がい者の職場定着支援を、障害者就業･生活支援センター等と連携して行った。  母子家庭の母を新たに雇用し、寡婦、高年齢者等就労困難者を雇用継続した。  おおさか人材雇用開発人権センターに、法人として加入している。  府社協が推進している社会貢献事業（オール大阪）の地域活動に参加した。  ○府民・NPOとの協働の取組みについては、暴力被害を受けている利用者の回復プログラムの一環として、リラックス法などについてのワークショップを実施した。この活動はNPO法人「FLC安心とつながり」のコミュニティづくりネットワークと協力しながら取組んだ。  毎月エステの会を催し、エステティシャンによるマッサージやネイルなどで、利用者にリラックスした感覚を体感してもらった。日本エステティック協会からボランティアを派遣してもらい取り組んだ。  NPO「和泉市さをりの森」からボランティアを派遣してもらい、余暇の充実に取り組んだ。  自治会主催の桜まつり、ファインエリアフェスティバル等地域の行事に参加した。地域の行事に施設の備品を貸与するなど間接的に協力した。  ○環境問題への取組みについては、廃棄物やリサイクルについては法令に基づいて適切に処理した。  利用者にも協力を求め、健康・生活に支障のない程度に節電・節水等取り組んだ。 | S | ○法人として社会貢献活動への取組みを広げるとともに、苦情解決の仕組みや法令遵守を図る体制が整えられている。  ○府の事業への協力については、府主催研修へ職員を講師として派遣したり、「府における保護を必要とする女性への支援のあり方検討会議ワーキング」に職員を派遣する等、大きく貢献している。  ○行政の福祉化への取組みは、障がい者雇用など適切に履行されている。更に、雇用した障がい者が就労を継続できるよう、適切な支援に努めている。  ○施設の特性上、府民の参加やNPOとの協働には制約があるが、その中でNPOとの連携や地域行事への協力に取組んでいる。  ○環境問題への取組みも適切に行われている | S | ― |
| Ⅱ更なるサービス向上に関する項目 | | （１）利用者満足度調査 | ○利用者満足度調査の実施状況 | 〇中長期利用者には、1年に1回施設生活全般についてのアンケートを実施。短期の利用者等へは概ね入所2週間後にアンケートを実施し、要望の優先度合いが高い事項については会議の場で検討し、必要に応じて即時対応するように努めた。また、中長期利用者には個別面談や日常生活場面の中での雑談を通して日頃の不満や不安を傾聴し状況の改善に努めた。  〇集計結果を掲示し、回答が必要なものに関しては回答も掲載している。  〇行事の実施の際には、内容や食事のメニューに関して利用者から意見を聞き、実施内容や献立に反映させている。  〇施設の屋根瓦の修繕により、夏祭り等の大きな行事を大幅に縮小して実施せざるを得なかったため、今年度は利用者の要望を聞いた行事の提供が難しかった。  　夏祭りは難しかったが、年忘れ食事会は利用者に満足のいく行事食を提供でき、利用者アンケートの結果に表れている。  〇新規に雇用した調理員の職場定着がうまくいかず、出勤人数の影響で、朝食に提供するお味噌汁をインスタントで対応せざるを得ない時期があった。 | A | ○利用者満足に関する調査を行い、その結果については組織内で検討が行われ、必要な改善が行われている。とりわけ、中長期だけでなく、短期利用者等についても調査を実施することにより、より様々な立場の利用者のニーズへの対応を実現している。  ○集計結果、利用者のコメント及び施設の対応については施設内に掲示し、利用者へのフィードバックを行っている。  〇施設の責任によらない事象（瓦の修繕による行事の規模縮小など）ではあるが、利用者へのサービスの低下があったことは否めない。 | A | ― |
| （２）自主事業の実施等 | ○指定管理者によるサービス向上を図るための自主的な取組み、創意工夫 | 〇施設内で法律相談を実施した。相談内容は、離婚（子の親権・監護権の取得、養育費や慰謝料について）、保護命令の申し立て、債務の整理等であった。  法的なサポートの必要な利用者が、この法律相談を通して、今後の自立の方向性を考える機会となった。  〇利用者が法律相談に行く際、安全確保と利用者の代弁のため概ね施設職員が弁護士事務所まで同行しているが、施設に弁護士が来所し法律相談を実施することにより、利用者の安全確保と職員の支援時間の効率化を実現することができた。  〇府女性相談センター主催の法律相談も当施設内で実施した。  〇昨年度途中より、ふーどばんくを利用し、生活保護の受給決定までや他制度をもってしても、退所後の食の確保が難しい利用者を対象に、食材提供を実施した。  また不定期ではあるが、米やお菓子類、生活用品等の提供を受け、退所予定の利用者やアフターケア利用者だけでなく、施設内の利用者にも支給し、生活の質の向上につながった。 | S | ○利用者のニーズにあった自主事業が行われている。とりわけ、施設内法律相談の実施により、利用者の外出に伴うリスクが軽減されるとともに、職員の同行業務の負担が軽減され、支援の効率化につながっている。  〇また、自主事業としてNPO法人と契約し、食の確保を図ることで退所後の安定に向けた支援を実施している。 | S | 〇弁護士来所による法律相談は、利用者にとっても、施設にとってもメリットがある良い取組みとして評価している。  〇利用者が退所後の生活を安心して迎えられるよう、フードバンクの活用等に積極的に取り組まれている。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設所管課の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価 | 評価 |
| S～C | S～C |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目 | (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | ○事業収支の状況 | 〇軽微な修繕で対応可能なものは迅速に対応している。また非常時に備え、非常用発電機・非常用トイレ等の備品・備蓄食料を購入した。  〇利用者に快適に過ごしていただけるよう、業者による居室エアコンのクリーニングを実施した。また、本年度中に畳表替え及び壁紙の張替を行う。 | A | ○事業収支の実績は、計画に比して概ね妥当である。  ○加えて、人事院勧告に伴う国庫単価改定を踏まえた職員の処遇改善にも適切に取り組んでいる。  〇経費削減に努める中、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないよう取り組んでいる。 | A | ― |
| (2) 安定的な運営が可能となる人的能力等 | ○提案のあった基本的な考え方に基づく取組み、組織体制、人員配置  ○提案のあった安定的な運営を図るための取組み | 〇インターホンでの来訪者の確認、不審車両の情報共有等安全対策に努めた。今年度侵入などの事件はなし。  〇消防設備の不備箇所について府に修繕を要請した。また、文化交流室及び食堂エアコンが故障したため、更新を要請した。  〇台風21号の影響により発生した屋根瓦の破損箇所について、7月～9月にかけて応急補修工事を実施。その後、11月にかけて外壁打診検査を実施した。  〇管理棟屋上雨漏り・厨房換気扇・職員更衣室照明・正門付近水道管破損などの故障については早急に業者へ依頼し修繕した。  〇基本的な考え方に基づき、短期の利用者等の積極的な受け入れ、中長期利用者の自立支援を行った。妊産婦も積極的に受け入れ、医療機関・関係機関と連携し、支援を行った。  〇同伴児対応職員として、保育士2名・学習支援員3名を配置している。保育については、保育室開放日を週4日設け、母子支援の充実を図った。学齢児に対しては、平日の午前中に学習会、午後は体を動かすことを主とし、他児との関わり方や遊びについても学べるように努めた。府より派遣されている学習支援員とも連携して、同伴児童一人ひとりへの支援の充実に努めた。  〇退所者自立支援事業の対象者には、支援計画を基に、適切な関係機関へ繋ぐ等、地域生活移行への不安を軽減し、地域で安定した生活を継続できるよう支援を行った。  ①法人の理念については、「宣言」として法人のホームページや施設内に掲示している。パンフレットや施設利用の説明冊子にも施設の基本方針を掲載し、利用者へ周知している。職員は、「宣言」「職員心得」を常に携帯している。  また、新採用職員には研修スケジュールに沿って研修を実施した。  ②府から委託された管理運営業務の内容及び法人の年度ごとの事業方針に基づき、施設において事業方針及び経営計画を作成した。計画作成にあたっては、各部署・各チームからの意見を集約し、運営会議で決定。作成された計画は、サーバーによりすべての職員がパソコンで閲覧できるようにしている。利用者に関係する計画については、利用者会議やポスター等で周知した。利用者アンケートについては、掲示するなどしてフィードバックした。  ③法令遵守の観点から研修に参加し、会議などで遵守すべき法令について職員に周知した。また、毎朝の引き継ぎ・会議等で伝達すべき事項を伝達した。施設の問題や各職員の意見を役職者が集約し、リーダー会議や運営会議で話し合い、管理者が指導、決定を下した。個々の職員に対しては、法人の業務管理・評価シートを活用し個別面談を通して指導を行い情報の共有に努めた。  法人内に法令遵守責任者、各施設には法令遵守担当者を置き法令遵守を徹底した。また、法人内には経営リスク委員会が定期的に施設を訪問し法令を遵守しているかチェックする体制が整えられている。  ④福祉の動向については、法人内の他事業施設との交流や、関係機関とも連絡を密にとり必要な情報を得た。また、福祉エリアの他の施設との定期的な会議に出席し情報を共有した。経営状況については、毎月法人の事業部内で検討し、全職員には会議で周知した。経営計画は現場の支援員主導で作成し、現状に沿った予算立案となった。また、半期で補正を行い、安定した経営となるように努めた。  ⑤法人内に採用委員会を置き、法人全体で採用計画を立て、優秀な職員の確保に努めた。経営計画に基づく具体的な事業活動から人員体制を考え、法人内の人材の登用も含めて調整を図った。有期契約職員はサービスの量に応じて施設で雇用した。雇用につながる貴重な機会としても実習生の受け入れを積極的に行い、指導に当たった。  ⑥法人の役割資格等級基準に沿って、業務管理・評価シートを活用し職員を計画的に育成・指導した。法人では研修センターが法人全体の研修計画を立て、研修を実施した。施設においても経営計画に基づいた研修を実施した。対人援助技術や専門性を高める研修、人権研修・感染症研修等、施設外の研修にも積極的に参加した。入職後3年間自己啓発費を支給し、各職員の質の向上に役立てた。今期は講師を招き事例を用いて検証するSV研修を3回実施し、支援の一助となった。  また、職員の資格取得を奨励した。  ⑦各種マニュアル（事故対応マニュアル・感染症マニュアル・災害対応マニュアル・不審者対応マニュアル等）に基づき対応した。各種研修（感染症研修・普通救命講習・安全運転講習等）に参加した。毎月災害を想定した防災訓練を実施した。  また、近隣施設とも定期的に会議を持ち、情報交換を行った。  ○労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」が、平成27年12月1日に施行されたことに伴い、平成27年度から毎年法人内全施設で実施している。  法人内において各施設に、職員のメンタルヘルスに関する相談窓口（こころの健康相談窓口）、ハラスメントに関する相談窓口（セクハラ・パワハラ被害相談窓口）を設置している。セクハラ・パワハラ防止規定を遵守した。また、法人顧問弁護士・産業医による「メンタルヘルスケア研修」を実施した。  施設内に職員親睦会を置き、職員間の交流や慶弔等の福利厚生、また健康診断の実施等により健康の維持に取り組んだ。 | B | ○提案のあった基本的な考え方に基づく利用者支援、安全管理など施設運営は適切に行われている。  ○法人の理念、福祉サービスに関する基本方針について職員、利用者へ周知する取組みが適切に行われている。  ○事業計画の策定は組織的に行われており、職員、利用者へ周知する取組みも行われている。  ○各利用者への支援の向上や、施設運営の改善に関する職員の意見の集約や、意思決定の仕組みがルール化されており、施設長が指導力を発揮できる体制が整えられている。更には、公認会計士による財務状況のチェックや法人内部での定期的な経営状況の検討など、経営状況の改善を図るための取組みが行われている。  ○職員採用を法人全体で行うことで必要な人材の確保に努めるとともに、女性自立支援センターでの勤務を希望する職員を優先的に配属することにより、より意欲の高い職員を確保している。  ○法人共通の客観的な基準に基づく人事考課により人材育成が行われている。また、職員は人権研修や個々の専門性を高める研修に参加するなど、職員の質の向上を図るための取組みが行われている。  ○各種マニュアルの整備や研修の参加など、利用者の安全を確保するための取組みが行われている。  ○法人内におけるメンタルヘルス、ハラスメントに関する職員からの相談窓口の設置や、福利厚生事業の実施など、労働環境を確保するための取組みが行われている。また、ストレスチェックについても実施しており、適切な労働環境を維持している。 | B | ○「経営状況の把握と改善に向けた取組み」について、もう少し具体的に自己評価を記載するよう改善されたい。（指定管理者への指摘・提言）  また、所管課評価についても、提案内容と自己評価が対応されるよう記載されたい。（大阪府への指摘・提言） |
| (3)安定的な運営が可能となる財政的基盤 | ○法人の経営状況 | ○法人が設置する保育所の改築を行ったことによる償還金（支出）が増加しているが、社会福祉事業を行うために必要な資金は確保している。 | B | ○本施設の管理運営を行うために法人全体として必要な資金が確保されている。  ◯本施設の管理運営に際して求められる、様々な困難を抱える女性への支援ノウハウを蓄積できるだけの、様々な社会福祉事業を適正に実施している。 | A | 〇法人の経営状況を確認するにあたり、法人の資産（有価証券等）・財産情報等がわかるデータを追加するなど、今後資料に記載する情報を見直すこと。（指定管理者への指摘・提言） |
| Ⅳ管理に係る経費の縮減に関する項目 | (1)管理に係る経費の縮減方策 | ○適正な運営を確保した管理経費の縮減の取組み | 〇水光熱費は利用者・職員共節約に努め、昨年度と比べ減額。日用品や衣類・事務備品等はまとめて購入し単価を下げる事で支出を抑えた。  〇軽微な修繕補修は可能な限り早急に実施し、利用者に対するサービス低下をきたさないよう努めた。経年劣化による建物、設備の不良個所は増える一方である。建物・設備の更新を計画的に行えるよう、業者に協力を依頼し、参考見積を準備した。職員には、全体会議の場で検討し職場環境の改善に取り組んだ | A | ○まとめ買いによる効率的な支出や居室利用の集中など、経費縮減の取組みを行いながら、利用者サービスが低下しないための措置が講じられている。加えて、職場環境の改善のために職員の意見を集約する仕組みが整備されている。 | A | 〇利用者からの食事に関する要望が多い中、良質なサービス提供に努められている。 |